

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

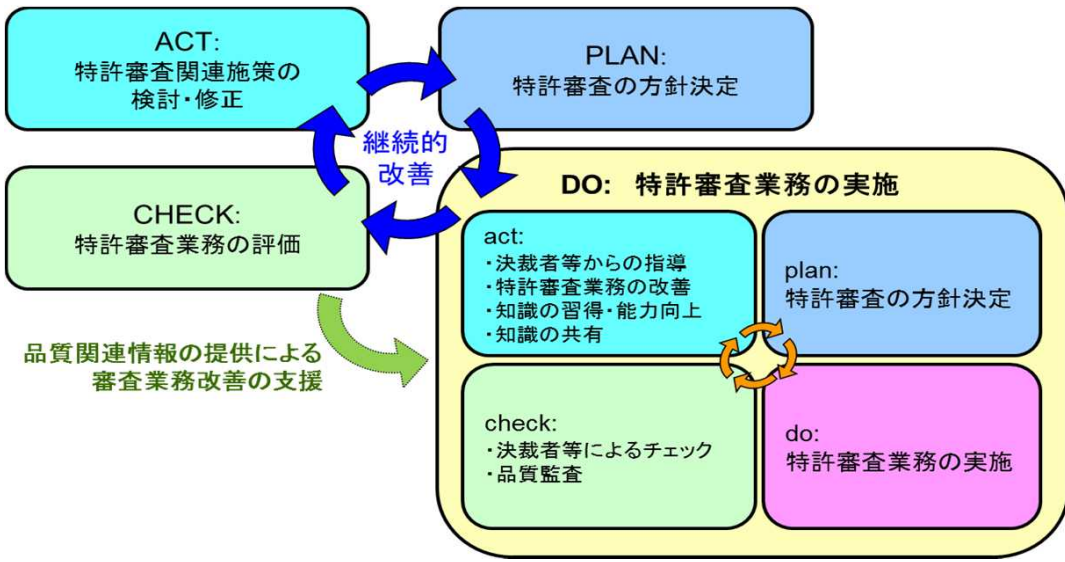
（評価項目Ⅰ.（1）①）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本的な考え方・原則である「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	（品質ポリシー） A) 「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」（以下、「PCTガイドライン」という。）の第21章（国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み）において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」にあたる、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を平成26年3月に策定し、同年4月にこれを公表した。
	（品質マニュアル） B) 「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」にあたる、特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「品質マニュアル」を平成26年7月に策定し、同年8月にこれを公表した。
	（その他品質管理のための具体的な手順を示す文書） C) 審査官が特許審査において従うべき各種指針として、特許法等の関連法令の適用については「特許・実用新案審査基準」や「PCTガイドライン」、その他の運用については「特許・実用新案 審査ハンドブック」や「面接ガイドライン」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。 D) 的確なサーチを行うために、受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与することは重要である。FI分類及びFタームの付与については、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。
	（文書の管理） E) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。
	資料の所在 ○品質ポリシー（上記A関連） http://www.ipu.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm ○品質マニュアル（上記B関連） http://www.ipu.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm ○特許・実用新案審査基準（上記C関連） http://www.ipu.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm ○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（上記C関連） http://www.ipu.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/guideline_pct.htm ○特許・実用新案 審査ハンドブック（上記C関連） http://www.ipu.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm ○面接ガイドライン【特許審査編】（上記C関連） http://www.ipu.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm ○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説（上記D関連） 特許電子図書館ホームページ http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl トップページ＞特許・実用新案検索＞パテントマップガイダンス

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）②）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関わる職員に向け、誰が、いつ、何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績 又は 現況	（審査の進め方） A) 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続が「特許・実用新案審査基準」において定められている（「第Ⅸ部 審査の進め方」）。 B) 「第Ⅸ部 審査の進め方」では、審査手順を「本願発明の理解と認定」、「調査対象の決定」、「先行技術調査」、「新規性・進歩性等の特許要件の検討」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出されたとき」、「査定」、「前置審査」に分け、各手順において審査官がなすべき事項が規定されている。
	（品質管理） C) 品質管理システム（品質管理及びその実施体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及びその命を受けた特許技監がこれに対して責任を負うことが明記されている（品質マニュアル「Ⅰ. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」）。 D) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている（品質マニュアル「Ⅱ. 審査部内の取組」）。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参照すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。 E) 「品質マニュアル」は、いわゆるPDCAサイクルを、特許審査を行う部署全体におけるサイクルと、特許審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位（課相当）におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人や登録調査機関などの外部関係者の協力が、特許審査の質、ひいては特許権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との情報共有が国際的な特許審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、特許審査に関わる職員にとって有益で、特許制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成されている。
	
	【図1】 特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図

資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第Ⅸ部 審査の進め方（上記A, B関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tikijun_ix.pdf
	○品質マニュアル（上記C, D, E関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）③）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 外部への公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本的な考え方・原則等が国民及び海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該考え方・原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、評価項目①、②の内容が職員に十分周知されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績 又は 現況	（品質管理に関する方針・手続の公表状況） A)「品質ポリシー」は、平成26年4月に特許庁ホームページを通じて公表され、ユーザー評価調査に際してパンフレットの形で調査対象者に郵送された。また、英訳版についても同ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議の場でパンフレットを配付することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版・英語版共に、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。
	B)「品質マニュアル」は、平成26年8月に特許庁ホームページを通じて公表され、英訳版についても、平成26年11月に同ホームページを通じて公表された。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。
	C)企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている（平成26年度意見交換実施予定：約400件）。また、先行技術調査事業を請け負う全ての登録調査機関に対して、「品質ポリシー」のポスターを配布した。
	D)「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」について、特許庁メールマガジン（9月10日配信）に掲載した。また、「品質ポリシー」については、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部の各メールマガジンにも掲載し、その内容を周知した。
	（職員に対する周知状況） E)「品質ポリシー」は、平成26年3月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。また、同年7月にパンフレットの形で全特許審査官に配付された。さらに、ポスターを庁内の審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。 F)「品質マニュアル」は、平成26年7月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。

（職員向けの研修の実施状況）	
G) 審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。	
平成26年度実績	
・審査官補コース研修、任期付職員初任研修（新人対象）	平成26年 5月22日 39名受講 平成26年 8月 7日 74名受講
・審査官コース研修（審査官補対象）	平成26年11月13日 103名受講
・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象）	平成26年 5月27日 16名受講 平成26年11月20日 16名受講
・新任品質管理官向け説明会 （品質管理官の人事異動に合わせて開催）	平成26年 4月3日 81名受講 平成26年 7月8日 4名受講 平成26年10月2日 14名受講

資料の所在	○品質ポリシー（上記A, C, D, E, G関連）	http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット（上記A, E関連）	http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー（英語版）（上記A関連）	http://www.jpo.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット（英語版）（上記A関連）	http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/policies.htm
	○品質マニュアル（上記B, D, F, G関連）	http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○品質マニュアル（英語版）（上記B関連）	http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）④）

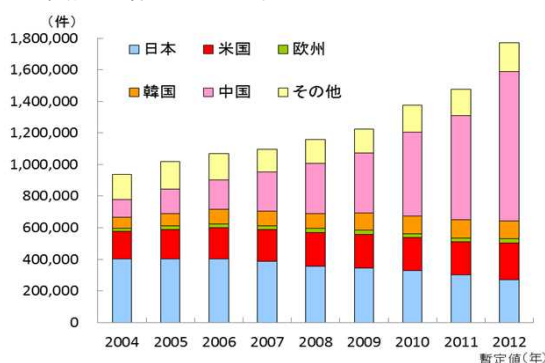
評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を行いつつ、世界最高品質の審査を実現し得る審査実施体制を確立しているか否かを評価する。

（特許庁の組織体制、人員配置）

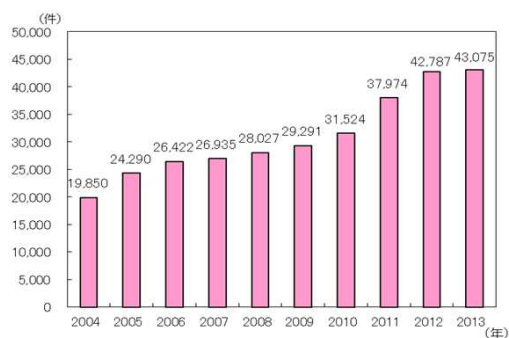
A) 技術分野別に特許審査を行う部が4つ設けられ、4つの部はさらに38の審査長単位（課相当）に分けられ、合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査部の担当分野は以下のとおりである。

- ・審査第一部：物理、光学、社会基盤関係
- ・審査第二部：機械関係
- ・審査第三部：化学関係
- ・審査第四部：電気、通信、情報関係

B) 出願内容の高度化・複雑化、先行技術調査の対象となる特許文献数の増加（図1参照）、条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められているPCT出願件数の増加（図2参照）等、審査処理の負担が増大している。



【図1】世界の特許文献¹



【図2】PCT出願件数の推移

実績
又は
現況

¹世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許文献としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

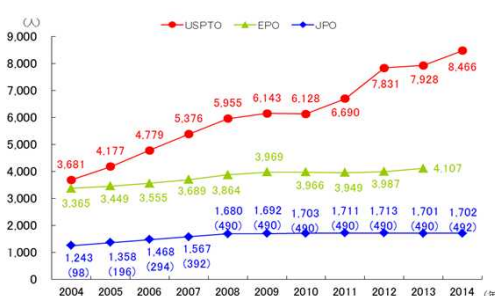
C) 上記B) のような状況に対応し、迅速かつ的確な審査を行うため、審査官の増員要求を行うとともに、審査の効率化を図っている。

① 必要な審査官数の確保（図3参照）

約500名の任期付審査官の採用をはじめとする特許審査官の増員。

② 先行技術調査事業の拡充

2013年度には、審査効率が高い対話型²での納品が、発注件数の94%、22.0万件（総計23.3万件）となるなど、一層の民間活力の利用を図った。また、外国特許文献検索事業が2013年度に開始された。（2013年度は試行のため、発注件数は0.6万件。）

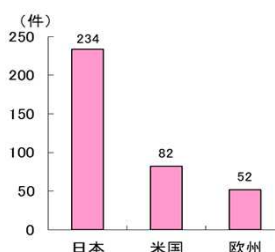


【図3】審査官数の推移

（備考）括弧内は任期付審査官数

² 対話型とは、登録調査機関の調査業務実施者が審査官と直接面談して先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る納品方法を指す。

D) 上記のような審査体制の強化や審査の効率化の結果、審査官1人当たりの審査処理件数でみると、米国特許商標庁（USPTO）と比較して2.9倍、欧州特許庁（EPO）との比較では4.5倍の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている（図4参照）。



【図4】審査官1人当たりの審査処理件数（2013年）

	それによって、2009年以降は毎年同程度の高水準の一次審査件数を維持しており、一次審査件数が審査請求件数を上回っている(図5参照)。また、これに伴い、一次審査通知までの期間(FA期間)は順調に減少しており、2013年度末に長期目標であったFA11を達成した(図6参照) 【図5】審査請求件数と一次審査件数の推移 <table><tr><th>年</th><th>審査請求件数 (件)</th><th>一次審査件数 (件)</th></tr><tr><td>2004</td><td>328,105</td><td>234,109</td></tr><tr><td>2005</td><td>396,933</td><td>243,548</td></tr><tr><td>2006</td><td>382,116</td><td>292,756</td></tr><tr><td>2007</td><td>376,310</td><td>307,665</td></tr><tr><td>2008</td><td>347,836</td><td>342,654</td></tr><tr><td>2009</td><td>254,368</td><td>361,439</td></tr><tr><td>2010</td><td>255,192</td><td>377,089</td></tr><tr><td>2011</td><td>253,754</td><td>363,876</td></tr><tr><td>2012</td><td>245,004</td><td>369,679</td></tr><tr><td>2013</td><td>240,188</td><td>356,179</td></tr></table> 【図6】一次審査通知までの期間の推移 <table><tr><th>年</th><th>一次審査未着手件数 (万件)</th><th>一次審査通知までの期間 (月)</th></tr><tr><td>2004</td><td>65</td><td>26.2</td></tr><tr><td>2005</td><td>79</td><td>25.7</td></tr><tr><td>2006</td><td>86</td><td>26.7</td></tr><tr><td>2007</td><td>91</td><td>28.3</td></tr><tr><td>2008</td><td>85</td><td>29.3</td></tr><tr><td>2009</td><td>69</td><td>29.1</td></tr><tr><td>2010</td><td>54</td><td>27.3</td></tr><tr><td>2011</td><td>42</td><td>22.2</td></tr><tr><td>2012</td><td>29</td><td>16.1</td></tr><tr><td>2013</td><td>19</td><td>10.4</td></tr></table> 実績 又は 現況	年	審査請求件数 (件)	一次審査件数 (件)	2004	328,105	234,109	2005	396,933	243,548	2006	382,116	292,756	2007	376,310	307,665	2008	347,836	342,654	2009	254,368	361,439	2010	255,192	377,089	2011	253,754	363,876	2012	245,004	369,679	2013	240,188	356,179	年	一次審査未着手件数 (万件)	一次審査通知までの期間 (月)	2004	65	26.2	2005	79	25.7	2006	86	26.7	2007	91	28.3	2008	85	29.3	2009	69	29.1	2010	54	27.3	2011	42	22.2	2012	29	16.1	2013	19	10.4
年	審査請求件数 (件)	一次審査件数 (件)																																																																	
2004	328,105	234,109																																																																	
2005	396,933	243,548																																																																	
2006	382,116	292,756																																																																	
2007	376,310	307,665																																																																	
2008	347,836	342,654																																																																	
2009	254,368	361,439																																																																	
2010	255,192	377,089																																																																	
2011	253,754	363,876																																																																	
2012	245,004	369,679																																																																	
2013	240,188	356,179																																																																	
年	一次審査未着手件数 (万件)	一次審査通知までの期間 (月)																																																																	
2004	65	26.2																																																																	
2005	79	25.7																																																																	
2006	86	26.7																																																																	
2007	91	28.3																																																																	
2008	85	29.3																																																																	
2009	69	29.1																																																																	
2010	54	27.3																																																																	
2011	42	22.2																																																																	
2012	29	16.1																																																																	
2013	19	10.4																																																																	
	また、PCT出願件数についても特許庁が国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、年々増加している(図7参照)。 【図7】PCT出願の各報告作成件数の推移 <table><tr><th>年</th><th>国際調査報告 (件)</th><th>国際予備審査報告 (件)</th></tr><tr><td>2004</td><td>18,025</td><td>5,748</td></tr><tr><td>2005</td><td>23,587</td><td>3,328</td></tr><tr><td>2006</td><td>25,556</td><td>3,023</td></tr><tr><td>2007</td><td>26,033</td><td>2,741</td></tr><tr><td>2008</td><td>26,523</td><td>2,321</td></tr><tr><td>2009</td><td>28,927</td><td>2,173</td></tr><tr><td>2010</td><td>29,993</td><td>1,952</td></tr><tr><td>2011</td><td>35,633</td><td>2,198</td></tr><tr><td>2012</td><td>40,529</td><td>2,702</td></tr><tr><td>2013</td><td>42,377</td><td>2,509</td></tr></table>	年	国際調査報告 (件)	国際予備審査報告 (件)	2004	18,025	5,748	2005	23,587	3,328	2006	25,556	3,023	2007	26,033	2,741	2008	26,523	2,321	2009	28,927	2,173	2010	29,993	1,952	2011	35,633	2,198	2012	40,529	2,702	2013	42,377	2,509																																	
年	国際調査報告 (件)	国際予備審査報告 (件)																																																																	
2004	18,025	5,748																																																																	
2005	23,587	3,328																																																																	
2006	25,556	3,023																																																																	
2007	26,033	2,741																																																																	
2008	26,523	2,321																																																																	
2009	28,927	2,173																																																																	
2010	29,993	1,952																																																																	
2011	35,633	2,198																																																																	
2012	40,529	2,702																																																																	
2013	42,377	2,509																																																																	
	(審査官の資格及び能力評価) E) 特許審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)の合格者又は特許庁が実施する任期付職員(特許審査官補)採用試験の合格者から採用され、審査官の資格は特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第12条において規定されている。 同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。 F) 審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、審査実務に関する事例研究を行う研修も用意されている。 G) 国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。																																																																		
資料の所在	○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記G関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf ○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(平成21年3月6日内閣総理大臣決定)(上記G関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf (255～259ページ参照)																																																																		

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ．（2）⑤）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、世界最高品質の審査を実現し得る品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績 又は 現況	（特許庁の品質管理体制） A) 責任者としての長官、特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監を責任者としている。 B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位（課相当） 特許審査業務は、各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査部・各審査長単位は、調整課品質監理室が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。 C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質監理室 品質監理室は、5名の職員と16名の特許審査調査員により構成され、特許審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案。 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案。 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）。 D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官 品質管理庁内委員会は、各審査部・各審査長単位内の有識者（審査長等）から選任された、委員長と各部3名の委員の合計13名で構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から、特許審査の質について以下のような業務を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の調整課品質監理室により収集された審査の質に関するデータの分析・評価。 ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の特許技監及び調整課への報告。 ・品質監査に関するデータや分析結果（例えば、品質保証の観点から決裁時にすべき事項等）の各審査部・各審査長単位へのフィードバック。 ・調整課品質監理室が企画・立案する各種施策に対する助言。 また、品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する者から選任された、①4名の管理職経験者と、②89名の審査官（全業務のうち20%を品質管理官として業務に充てているため、フルタイム換算すると17.8人）とにより構成され、以下のような業務を行っている。 ・出願人に発送される通知書について特許審査の品質監査（上記①） ・サーチの品質監査（上記②） ・品質監査の結果を各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバック（上記①及び②） （上記①の体制は、平成26年4月に審査第一部及び審査第四部を担当する者各1名から始まり、7月に審査第二部を担当する者1名の増員、10月に審査第三部を担当する者1名の増員があった。上記②の体制は、平成26年4月に79名から始まり、10月に89名への増員があった。） E) 品質管理体制の概略図

→JPOでは、課単位の組織は設けられていないものの、上記E)で挙げた①及び②の合計93名の品質管理官が、特許審査の品質監査を行っている(フルタイム換算すると、21.8人)。

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑥）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
⑥ 品質向上のための取組	
評価の目的及び観点	審査の品質向上のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。
実績 又は 現況	A) 特許審査の質の維持・向上のため、簡便にミスを発見できるチェックシートや典型的な問題事例を整理したケアレスミス集を個々の審査官が活用するなどして、不備が生じないような特許審査を行う努力をするのみならず、特許審査及びその関連業務において、以下B)～L)のような取組を実施している。
	（品質保証（決裁）） B) 審査官が所属する審査長単位（課相当）の管理職が、審査官が作成した処分等に係る書面（起案書）の全件について、当該書面の内容の確認等を通じた特許審査の実体的・形式的チェック（決裁）を実施している。
	（技術情報管理官による分類・形式的チェック） C) 上記B)の決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、①特許査定、②国際調査、③国際予備審査における審査官による起案書の「全件」について、FI分類、IPC等をチェックしている。
	（審査官間の知識共有・意見交換（協議）） D) 審査官相互の知見を結集し、サーチノウハウ、知識等の共有化を図り、サーチや判断のばらつきを抑制した迅速・的確な審査を行うことを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行うもの、②所定の条件を満たす案件について必ず行うこととしているもの（必須協議）、③各審査官が半年に一回対象となり、無作為抽出されたPCT出願案件について行うもの（PCT協議）、④異なる審査長単位の審査官間で行うもの（試行）がある。協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブック等に反映することにより、組織的な情報の共有が図られている。 平成26年度 必須協議案件 審査の質についてユーザーからのフィードバックがかりにくいこと、ユーザーから要望の高い手続負担の低減等に寄与すること等を考慮し、以下の案件を必須協議案件として指定している。この他にも、各審査長単位毎に所掌する技術分野に応じてそれぞれ設定される。 ・即特許案件（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる案件） ・3回目以降の拒絶理由通知を行う案件、2回目であっても再度最初の拒絶理由通知を行う案件 ・特許庁による判断（新規性・進歩性等）が、国際段階と国内段階において相違する案件 ・審査基準の適用に特に注意を要する案件（17条の2第4項適用案件等） 平成26年度上半期実績 全案件（拒絶理由通知、査定、前置審査、PCT）に対する協議実施率（上記①+②+③／全案件）14.7% （平成25年度上半期 7.7%）
	（業績目標と審査官の評価） E) 特許審査官は、国家公務員の人事評価制度に従い業績評価を受ける。各審査長単位は、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容（判断、サーチ、起案）の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度審査長により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。
	（面接・電話応対） F) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得る上で重要である。また、ユーザー評価調査の結果からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーの関心の高さが伺える。そこで、平成26年4月から積極的に面接に応じる運用を行い、10月には面接ガイドラインを改訂し、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとした。（従前は、迅速かつ的確な審査に資しないと判断される場合は受諾しないこともあった。） 平成26年度上半期実績 面接及び電話応対の実施率 4.0%（前年度上半期 3.1%） ※国内出願の全オフィスアクション（拒絶理由通知、査定、前置審査）のうち、面接又は電話応対等が実施されたアクションの率
	（外国特許文献サーチの拡充） G) 平成26年度は積極的に外国特許文献調査を行うことを目的とした、以下の取組を行っている。 1. 新たな外国特許文献サーチツールの環境整備 ①CPCによる検索が可能な庁内検索システム（平成26年5月リリース） ②中韓文献翻訳・検索システム（平成26年11月試行版リリース） 2. 外国分類情報（CPCなど）、英語シソーラスといったサーチに関する知識の収集・蓄積、審査官間での共有。国内外の分類の対応関係参照ツール（分類対照ツール）の提供。 3. 登録調査機関による外国特許文献調査の拡充。平成26年度は約7.5万件発注予定（平成25年度実績（試行）0.6万件→平成26年度上半期実績36,715件）。

実績 又は 現況	(品質関連情報の収集・提供) H)調整課品質監理室・品質管理庁内委員会は、以下の品質関連情報を収集し、改善すべき点等を明らかにすると共に、関係部署と連携しながら特許審査の質の維持・向上のための施策に反映させている。また、各審査部・各審査長単位等は、これらの品質関連情報を活用することにより、特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。 1. 審査に関する統計データ ①即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを、平成26年度上半期は毎月1回、審査官に提供した。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用した。 2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、その前提となる審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられる。そこで、①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供した(平成26年度上半期は、①は毎月1回、②は四半期に1回提供した)。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供すると共に指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握に利用した。 (能力向上のための研修の実施) I)特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官を対象として、①法律・審査基準に関する知識、②技術に関する知識、③国際化に対応する語学能力、④知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。平成26年度上半期は、研修計画どおりに研修が行われた。 (登録調査機関が実施した下調査に対する評価) J)特許審査のうち、登録調査機関によってサーチの下調査が実施されているものがある。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図るために、以下の取組を行っている。 1. (納品された全件について)審査官によるサーチ結果の評価、及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック。 2. 上記1. の評価結果をもとに、必要に応じて、審査長等による当該機関との四半期毎の協議。 3. 平成26年度の登録調査機関の選定にあたり、平成25年度の上記1. の評価結果の考慮。 (検索インデックスの付与及び整備) K)検索インデックス(FI分類及びFターム)は、的確なサーチを行うための基礎となる。検索インデックスの付与・メンテナンスのため以下の取組を行っている。 1. 受理した出願全件に対し、FIハンドブックやFターム解説に従い、登録調査機関を活用して検索インデックスを付与している(一元付与)。検索インデックスは、出願当初の明細書等に基づいて付与され、審査の過程を通じて修正する必要がある場合は審査官により修正されている。 2. FI分類表の改正・Fタームリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、審査長単位で実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している。(平成26年度 FI分類表改正(予定) 441メイングループ、Fタームメンテナンス(予定) 45ターム) 3. 審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックし、必要に応じて連絡票を作成して改善すべき点をフィードバックしている。また、一元付与については、フィードバックの結果に基づいて、審査長等は登録調査機関の分類指導者と四半期毎に協議を行い、必要に応じて改善を促している。 (審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始) L)これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用するために、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(平成26年11月)。寄せられた意見について、適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析している。
資料の所在	○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記E関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf ○面接ガイドライン(上記F関連) http://www.ipa.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm ○分類対照ツール(上記G関連) http://www.ipa.go.jp/cgi/cgi-bin/search-portal/narabe_tool/narabe.cgi ○OIP・eラーニング(上記I関連) https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service ○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記D、K関連) 特許電子図書館ホームページ http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl トップページ>特許・実用新案検索>パテントマップガイダンス ○審査の質の向上のための御意見受付(上記L関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑦）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
評価の目的及び観点	⑦ 品質検証のための取組
	審査の品質検証のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。
実績又は現況	（特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証） A) 平成26年度の始めに、年度内に実施をすべき特許審査の取組の計画を、①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④人材育成、⑤品質管理の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証した。
	（品質監査） B) PCT・特許査定品質監査 平成26年4月から、PCT出願及び特許査定案件を対象とする、再サーチの実施を伴う品質監査を行う者として、各審査長単位（課相当）に品質管理官（全業務の20%を品質管理官としての業務に充てる）を配した。当該品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する審査官から選任された者であり、平成26年度上半期は、5月後半以降、80名弱の品質管理官により、各審査長単位から無作為に抽出した合計1,126件について、所定のガイドラインに従って品質監査を行った（当初計画の106%実施）。また、下半期は、さらに監査体制の拡充により品質管理官を89名に増員し、218件について品質監査を行った（10月）。 しかしながら、品質監査のためのガイドラインが不明瞭であったことに起因する、不適合の判定のばらつきは是正が必要となり、年度途中に監査基準の見直しを行った。
	C) 拒絶理由通知・拒絶査定品質監査 平成26年4月から、拒絶理由通知及び拒絶査定を対象とする品質監査を試行するため、管理職経験を有する品質管理官を、審査第一部及び審査第四部を担当する者として各1名調整課に配した。当該品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者から選任された者であり、平成26年度上半期は、7月以降1名増員して、3名の品質管理官により、合計426件の品質監査を行った（当初計画の142%実施）。また、下半期はさらに監査体制を拡充して、各審査部に1名ずつ対応する品質管理官を調整課に配し、83件について品質監査を行った（10月）。品質監査の対象は各審査部単位から無作為に抽出し、所定のガイドラインに従って行った。 しかしながら、上記B)と同様、品質監査のためのガイドラインが不明瞭であったことに起因する、不適合の判定のばらつきは是正が必要となり、年度途中に監査基準の見直しを行った。
	（形式的瑕疵のチェック） D) 調整課品質監理室の特許審査調査員（審査品質管理補助担当）による形式的瑕疵（誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等）に関するチェックを平成23年度に試行し、平成24年度から実施している。当該チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。平成25年度の当該チェックは、合計2,400件について行われ、全案件の約0.6%、審査官の100%をカバーしている。なお、チェックの対象は各審査部単位から無作為に抽出し、所定のガイドラインに従って行った。
	（ユーザー評価調査） E) 平成24年度から開始したユーザー評価調査を、ユーザーの評価やニーズの継続的な把握のため、今年度も、昨年度と同様の規模及び内容で実施した。調査規模としては、内国企業625社、外国企業30社、代理人54者を対象に国内出願及びPCT出願における審査の質全般について調査し、2013年に特許査定または拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出された2,061件、2013年に国際調査報告または国際予備審査報告が作成されたPCT案件の中からランダム抽出された747件についての審査の質について調査を行った。また、今年度から、調査対象者の自由・率直な意見を得るために、特許審査等の質全般の調査について、無記名での回答を可能にした。

比較的不満

8.4%

不満

0.5%

普通

44.0%

満足

47.0%

比較的満足

44.4%

国内出願における
質全般の調査

比較的不満

9.3%

不満

1.9%

普通

35.6%

満足

53.2%

比較的満足

34.1%

特定の国内出願における
質の調査

比較的不満

3.4%

不満

0%

普通

55.9%

満足

40.7%

比較的満足

39.7%

PCT出願における
質全般の調査

比較的不満

8.4%

不満

1.3%

普通

37.2%

満足

53.0%

比較的満足

39.7%

特定のPCT出願における
質の調査

【図1】平成26年度ユーザー評価調査の結果概要

実績

又は

現況

また、外国庁との比較では、多くの項目でユーザーに高い評価を得ているものの、一部項目では改善の余地がある。

先行技術文献調査	104
審査官の技術理解力	90
新規性・進歩性等の判断	79
ばらつきのない判断	62

【表1】外国庁より優れている点
(n=302のうち、50件以上のもの)

	欧州特許庁	米国特許商標庁
拒絶理由通知等の記載	—	52
先行技術文献調査	68	—

【表2】外国庁の方が優れている点
(n=200のうち、50件以上のもの)

(ユーザー等との意見交換)

F)各審査部において、各企業や業界団体等の特許制度ユーザーとの直接的な意見交換を行った。当該意見交換では、特許審査の品質向上施策や各ユーザーの特許出願や審査請求の状況、特許率、適用条文毎の拒絶理由通知率等の情報を提供した。また、特許審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用している(平成26年度意見交換実施予定：約400件、平成26年度上半期実績：58件)。

調整課品質監理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体と意見交換会を開催した。当該意見交換会では、特許庁における品質管理関連施策や、審査の質の評価手法について意見交換するとともに、出願人・代理人の問題意識を共有した。

(外国庁及び審判決との判断相違の要因分析)

G)特許庁の判断と外国庁の判断、又は、審査段階での判断と審判決の判断において、判断が相違した場合の要因分析を全技術分野において実施した。要因分析を実施した案件・事件は以下のとおりである。

①特許庁と外国庁との双方に出願されたものであって、互いの審査結果が異なった出願の要因分析(平成26年度上半期実績：594件)

②審査段階で提示されなかった文献を引用した審判決の要因分析(平成26年度上半期実績：31件)

審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑧）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が世界最高品質の審査を実現に資するものであることを確認する。
実績又は現況	（分析） A) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析 ・平成26年4月には前年度の取組を対象に、平成26年10月には上半期の取組を対象に、その実績及びFA11達成下の課題について、管理職に対するヒアリングや下記B)～D)の結果をもとに調整課品質監理室や品質管理庁内委員会等が分析した結果を、管理職及び審査官向けに報告を行った。 ・出願及び審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析した。 ・審査品質管理小委員会における評価のために、第1回小委員会にて決定された評価項目及び評価基準の仮案に基づく自己評価を行った。 B) 品質監査を通じた分析 ・平成26年度から、技術分野別に89名の品質管理官を、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する審査官から任命し、特許査定及びPCT国際調査の、サーチを含む審査の質の品質監査を確実に実施できるようにした。 ・管理職経験を有する品質管理官を、上記89名の品質管理官とは別に4名任命し、拒絶理由通知及び拒絶査定について、決裁基準の不統一の問題を含めて分析できるようにした。 ・平成26年10月に品質監査のためのガイドラインを改訂して、品質管理官が判定する不適合の基準を明確化するとともに、外国文献サーチの不備や拒絶理由の指摘漏れなどを報告できるようにし、審査の質の分析を確実に進められるようにした。また、適用条文毎に監査結果の分析ができるように監査項目を詳細化した。 C) 形式的瑕疵のチェック ・平成25年度に実施した起案書中の形式的瑕疵を分析したところ、引用文献番号の誤記、拒絶理由を通知する請求項番号の誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていなかった等の瑕疵が発見されたが、その約4割について、起案書内の特定テキストの抽出及び比較等のシステムのチェックを介在させることで瑕疵の発生を防止できる可能性があることが判明した。 D) 外国庁との判断相違の要因分析 ・特許庁を先行庁又は国際調査機関とするPPH案件やPCT案件について、外国庁における先行技術文献の追加提示状況を調査し、提示された文献の妥当性や、追加された文献の言語・種別（特許文献、非特許文献など）を分析した。 E) ユーザー評価調査を通じた分析 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析をしている。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価が低く相関係数が高い観点を抽出するという工夫をしている。平成26年度は、平成25年度の調査結果から、「審査官間・審査室間でのおぼろげな判断」、「国際段階と国内段階でのぼろげな判断」、「外国特許文献の調査」について、重点的に改善のための取組をすべき観点として分析した。 ・特定出願についての調査票に対して5段階評価の2以下の評価を受けた場合には、指摘内容について品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、指摘内容の妥当性の分析を行っている。 F) ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析 ・調整課品質監理室にて経過情報などを整理したうえで、品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行い、特に拒絶理由通知の分かりやすさについてユーザーのニーズが高いことが分かった。 （課題抽出） G) 品質監査についての課題 [A) 及びB) での分析結果] ・今年度は拒絶理由通知及び拒絶査定に対する品質監査は試行段階であるが、審査の質を全体的に把握する観点からも、主要な起案種別（拒絶理由、査定、国際調査報告）において品質監査を本格的に実施することが必要である。 ・品質監査を、決裁から発送までの間に円滑に行えるようにするため、発送のタイミングを適切に管理する必要がある。

実 績 又は 現 況	H) 品質保証(決裁)についての課題 [A]及びB)での分析結果] ・品質保証の観点から全件に対して実施している決裁について、決裁基準の不統一を解消するためのガイドラインの策定が必要である。 ・ガイドラインの運用状況の確認や将来の改訂のためにも、決裁を通じて行われた是正措置の記録が必要である。 ・フロー型審査(審査請求から新願着手まで、そして出願人の応答から再着手までが滞ることなく行われる審査)への移行に伴い、審査官が新たな技術分野の審査を担当することが見込まれることから、新規分野を担当する審査官に対応した品質保証のための仕組みが必要である。
	I) 起案様式についての課題 [A)～C)、E)～F)での分析結果] ・統一された様式にしたがって拒絶理由等を通知することが、ユーザーとの意思疎通を促進し、審査の質を向上させる上で重要であるから、起案様式を定める必要がある。 ・統一された様式に従った起案がなされているかを確認する必要がある。
	J) 形式的瑕疵のチェックについての課題 [C)での分析結果] ・システマチックなチェックにより発生を防止できる瑕疵を根絶するため、起案書をチェックするための支援ツールを審査官に提供することが必要である。
	K) ばらつきのない判断についての課題 [E)での分析結果] ・同一技術分野における審査官間の判断のばらつきを低減するための協議を、継続して実施することが必要である。 ・異なる審査長単位での審査官間の判断のばらつきを低減するための協議については、今年度の試行結果を踏まえ、本格的な実施に向けた協議のあり方についての検討を行う必要がある。
	L) 品質の定量評価のための指標についての課題 [A)～F)での分析結果] ・品質監査やユーザー評価調査の結果得られる指標等について時系列データを蓄積し、審査の質との関連性を研究していくことが必要である。 ・来年から施行される異議申立て制度の下で、取消理由通知がなされたものや新たに提示された先行技術文献について、分析することが必要である。
	M) 外国文献サーチについての課題 [A)～B)、D)～F)での分析結果] ・外国文献サーチの充実のため、そのノウハウの蓄積・共有が必要である。 ・登録調査機関による先行技術文献の下調査において、外国文献のサーチを着実に行うことが必要である。 ・国際的な調和に向けた検索インデックスの再整備が必要である。
	N) 審査体制についての課題 [A)での分析結果] ・任期付審査官を含む審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。
	O) 国際的取組についての課題 [A)及びD)での分析結果] ・他国においても通用する審査を実現するため、特許庁を先行庁又は国際調査機関とするPPH案件やPCT案件について、外国庁における先行技術文献の追加提示状況の調査を継続する必要がある。また、審査官協議の枠組みなどを活用して、内外乖離の分析等を行うことが必要である。 ・引き続き特許庁における品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に紹介するとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。